



令和5年6月16日

(実施機関)

愛知県知事

審査請求人 田中 智之



審査請求書

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

田中 智之、名古屋市中区丸の内二丁目7番19号 丸の内タナカビル5階 田中智之法律事務所 052-218-3655

2 審査請求に係る処分の内容

実施機関が令和5年6月9日 5文芸第277-2号により審査請求者に対しても、対象文書の名称を「『あいちトリエンナーレ2019』参加同意書」とする決定。

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和5年6月13日

4 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書を「『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）」と訂正の上、同文書（「『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）」を開示せよ。

5 審査請求の理由

(1) 審査請求人は、愛知県に対し「『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）」の開示請求した。

開示請求に際し、審査請求人は文書の特定に資する情報ないし事実であると考えて、「令和元年5月8日、表現の不自由展・その後実行委員会」が署名押印しあいちトリエンナーレ事務局に交付したとの修飾語を、「『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）」に付した。

国語の読み解力の問題であるが、「令和元年5月8日、表現の不自由展・その後実行委員会」が署名押印しあいちトリエンナーレ事務局に交付したの箇所は、被修飾語である「『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）」の修飾語であることは自明のことである。

(2) しかるに、愛知県は、審査請求人が開示を求めている行政文書が「『あいちトリエンナーレ2019』参加同意書」であるものと誤解し、審査請求人に「表現の不自由展・その後代表を作成者、作成日を2019年5月8日とした『参加同意書』を令和5年6月13日に開示した。



(3) 審査請求者は、県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進調整・広報グループに対し、令和5年5月13日に架電し、審査請求書を補正し、「『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）」の交付を求めた。

また、同月15日、16日に県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進調整・広報グループの担当者から架電を受けた際にも、審査請求人は審査請求書を補正し、「『あいちトリエンナーレ2019』への参加について（依頼）」の交付を求めた。

しかるに、同16日の電話において、担当者からの返事は課長の決裁を受けた上で回答しているという返事であり、行政文書一部開示決定通知書の補正をする意思がないことが明確となつたので、本審査請求を申し立てることとした。

（なお、県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進調整・広報グループの電話番号052-971-6111は全て録音されているので、審査請求人が担当者と会話した会話内容は証拠として保存されている。）

6 実施機関による教示の有無及びその内容

「本件処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県知事に対して審査請求することができます。」との教示があった。

7 添付書類

- (1) 令和5年6月9日付行政文書一部開示決定通知書
- (2) 開示を受けた表現の不自由展・その後代表作成の参加同意書
- (3) 令和5年4月30日付行政文書開示請求書（控え）

以上